

## くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2020  
9月号

No.167

## 「給与ファクタリング」と称するヤミ金に注意！

「ファクタリング」とは、売掛債権を譲渡することで早期の資金化を実現する事業者の資金調達方法の一種ですが、「給与ファクタリング」とは「個人の給与の債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて金銭を回収する」業務で、これは貸金業に該当します。

貸金業法の登録を受けずに給与ファクタリングを業として行う者はヤミ金融業者ですので、利用してはいけません。しかしながら、これらの給与ファクタリング業者は「債権の買い取りなので借金ではない」「ブラックOK」「即日入金」などインターネット広告等で宣伝しています。

生活の困窮などを背景に、これらの宣伝につられて給与ファクタリングを利用してしまい、高額な手数料を請求されたケースや、強引な取り立てを受けた等の相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

## 事例)

インターネットの広告で簡単融資をうたう給与ファクタリング業者に連絡し、5万円を申し込んだが、実際振り込まれたのは手数料を引かれた3万円であった。次の給料日には5万円を返済しなければならないが、手数料が高額で返済できない。業者に家族の携帯番号を教えてしまったせいで、執拗な取り立ての電話が家族全員に来るようになった。(当事者：20歳代 男性)

借金のことなどで困っている場合には、このような業者に金銭を支払う前に、自治体の多重債務相談窓口や最寄りの消費生活センターに相談してください。また、弁護士会等で無料の法律相談も行っていますので、一人で悩まずに、まずはそれらの窓口にご相談してください。

## ～ 「給与ファクタリング」に関する被害事例 ～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

**あなたの生活が破綻するおそれがあります！**  
**ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

【金融庁より】

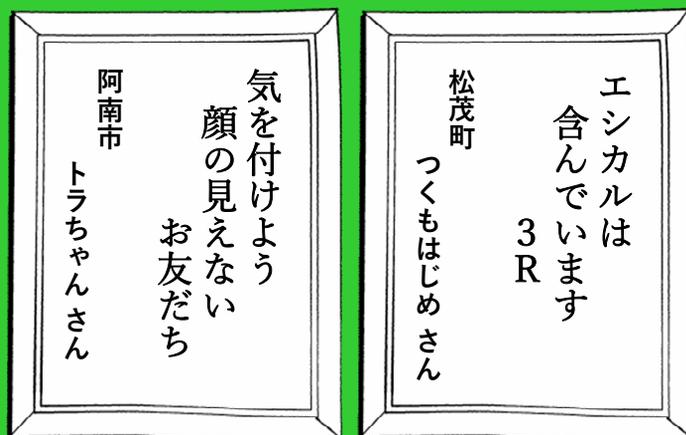
困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や


**188**

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



## 格安をうたう家具や家電品の模倣サイトに注意！

有名なメーカー等のWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。

同様のトラブルは以前から衣服やスニーカー関連にみられたのですが、最近では家具や家電などが多い傾向にあります。そこで、トラブル事例とともに、注意すべきポイントを紹介합니다。

### <相談事例>

ネット広告に表示されていた有名な家電メーカーのサイトで掃除機を注文したが、その後、商品到着予定日を2日過ぎても届かなかった。サイトにあったフォームから問い合わせをしても返信が来ず、注文した商品の配送状況も確認できないので、サイトの会社概要に記載されている問い合わせ番号に電話したところ、「それは模倣サイトだ」と言われた。どうやら正規のメーカーのサイトをそのままコピーした模倣サイトで、問い合わせフォームだけを変えたものらしかった。返金してほしい。



### <トラブルにあわないためにチェックポイント>

- ・販売価格が大幅に値引きされている。  
(安くないから正規だとは言えないが、あまりにも安い場合は購入を控える)
- ・サイトURLの表記がおかしい。  
(正規サイトのURL表記と少しだけ異なっている、同URLの前後に別の文字が追加されているなど)
- ・事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみるとおかしい。  
(単語や畑、個人宅になっているなど)
- ・事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている。
- ・決済がスムーズにいかず、何度も入力させられる。
- ・利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。
- ・サイト内のリンクが適切に機能しない。
- ・インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を確認する。
- ・購入前に、当該サイトの運営事業者へ問い合わせを行い、返信内容等を確認する。  
(返信がない、日本語の字体・文章表現がおかしいなど)

もしトラブルにあってしまったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

## 大金をあげる？知らない人からのメールは無視！

### 事例)

障がいがある女性の携帯電話に、知らない人から「1,850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメールが届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく「1万円を振り込まないとお金をもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。(当事者：50歳代 女性)

### 助言)

- ・携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視するなど、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。
- ・家族や周りの人は、変わった様子がないかなど、日ごろから気を配りましょう。同様の手口は何度もだまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意する必要もあります。
- ・少しでも不安を感じたら、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。



消費者庁イラスト集より

## 2019年度の60歳以上の消費者トラブル

～80歳以上の相談件数が過去最高に！周囲の見守りがいっそう重要です～

全国の消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が60歳以上である相談は、2019年度は約37万件であり、特に80歳以上の相談件数が増加しており、過去10年間で最も多くなっています。

事例)

- ①大手通販サイトと弁護士をかたる相手からの架空請求で次々にお金を払ってしまった
- ②お試しのつもりで購入したら定期購入だったが、表示が小さくて読めない
- ③強引に光回線契約を勧められたが、インターネット環境がなく不要なので断りたい
- ④自宅を訪問した業者に勧められ、よくわからないまま電力会社を変更してしまった
- ⑤出会い系サイトに誘導され、求められるままお金を払ってしまった
- ⑥定年退職したことを理由に、賃貸アパートの契約者を変更するよう言われた
- ⑦認知症の両親が、既の実施していて不要なはずの屋根修理工事を契約していた
- ⑧母が、5年後から購読が始まるという内容の新聞の定期購読契約をしていた



消費者庁イラスト集より

▶消費者トラブルは人ごとではありません。

自分は大丈夫と思い込まず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。

▶消費者トラブルを防ぐには、周囲の方による見守りも非常に大切です。

▶少しでも不安を感じたら、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

## 高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

### 家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか



消費者庁イラスト集より

### 本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

【国民生活センターより】

身近にいる家族など周囲の方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気づくことが重要です。

## くらしのコラム

四六時中  
～昔は、二六時中～

某新聞のコラムを読んでいて、「五風十雨」の諺を知った。私は数字の入った言葉に異常に反応するのだ、5日ごとに風が吹き、10日ごとに雨が降れば、農作物が順調に育つ、また、平穩無事と言うことである。

そういえば、二六時中と言う表現もすっかり聞かなくなった。昔は一日12刻の昼6刻、夜6刻であった。だから、 $2 \times 6 = 12$ （刻）だった。明治以降の時制の変更で午前12時間、午後12時間の制度に代わる。一日は24時間になったのである。24を掛け算九九で言いなおせば、 $4 \times 6$ になり、昔の二六時中に合わせて四六時中となったと思われる。

和算の1倍（現在の2倍）が、太政官布告でなくなっても言葉として、人一倍働く（人の2倍働くとの意味）のように日常語の中に生き続ける言葉もある。文化とは面白いものである。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿，地域のイベント宣伝や 活動報告など，掲載したいことがありましたら，お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

